

「自律・友愛・創造」
～ 夢を育み、笑顔に会える、愛いっぱいの学校 ～

茨木市立三島中学校
生徒指導通信
第12号
生徒指導委員会

PROGRESSO

HALLOWEEN

継続

中学3年間で『高校を卒業する力』
『仕事を続けていく事のできる力』をつけよう

ネット上でのトラブル

市内の中学校で SNS 上でのトラブルが後を絶ちません。まず、大前提としてインターネット上でトラブルに遭わないためにどうすればよいかという話をします。それは、SNS を使用しないことです。SNS（LINE・Twitter・カカオトークなど）を利用するということはトラブルに巻き込まれるかもしれないというリスクが常にあります。そのリスクを理解して使用するようにしましょう。スマートフォンやタブレット PC など通信機械について、保護者名義で通信契約していますので、使用については家の人と、十分に相談し安全に使用できるようにしてください。



LINE は数人でグループを作り楽しむ。仲間意識が強まるが、それだけに閉め出された時の喪失感は大きいようです。ふとした発言をきっかけに、グループから相手を強制的に“退会”させたり、特定の人を外したグループを作ったりするライン外しが行われています。ライン外しが原因で友人関係が壊れてしまったり、いじめに発展したり、学校へ行きにくくなるかもしれません。

自分が投稿したメッセージを相手を読むと「既読」と表示されます。メッセージを見たかどうかが目で見え、見たにもかかわらずメッセージが返ってこない、「なぜ返事を返さないのか」ともめごとの原因になるケースがあります。「既読スルー」と呼ばれます。相手にすぐに返信しないといけないという切迫感からスマホ依存にもつながっているようです。LINE のプロフィール画像の悪用や、ステータスメッセージ上で特定できるような誹謗中傷など、LINE でのトラブルは特に多いです。どこの誰かもわからない友人の友人が、グループに存在することもあります。顔も見たことない、LINE 上の“友だち”と、誹謗中傷や暴言の言い合いになるのは、時間の浪費だと思います。ネット上で言い合いになっても、ゴールはありません。知らない人は、相手にしないようにしましょう。



『LINE は最低限の連絡手段 仲間とは 会って話すべし』



Twitter は、LINE と違い仲間内だけではない**全世界への発信力**を持っています。気軽に写真を投稿している人は、悪用されることもあります。それぐらいオープンな世界になっています。（公開範囲は指定できるようです。）Twitter のトラブルで多いのが画像の悪用や誹謗中傷、アカウントの乗っ取り、なりすましです。

中学 2 年生女子 B 子も Twitter でなりすましをされた。B 子の Twitter アカウントが「X 中の C 子はブス」などとツイートしていたためケンカになりかけたが、実際はこのアカウントは B 子になりすましたものだった。B 子は Twitter 上でフォロワーが多く、学校名や学年、名前や顔写真なども公開しており、なりすましことは難しくない状態だった。結局犯人はわからない状態であり、Twitter ではこのように影に隠れて嫌がらせできてしまうことがわかる。

汚い言葉や誹謗中傷が書かれた場合は、**一番良いのは無視すること**でしょう。人を twitter 上で誹謗中傷をする人のほとんどは**匿名**で行なっています。発言一つ一つに細かく相手にすると、図にのってエスカレートしていきます。相手にしないのが鉄則です。ネット上でのやりとりせず法的に対処しましょう。

そもそも Twitter では、なりすましは規約によって禁止されています。アカウントは通報でき、なりすましと認定された場合、アカウントは凍結されます。

「twitter のなりすまし」で刑法上の犯罪が成立することもあります。被害者が被害届の提出を行い、被害届が受理されたら、処罰されます。

兵庫県の高校 3 年生男子生徒（18）は、Twitter で女子生徒に人気がある同級生になりすましたとして不正アクセス禁止法違反容疑で逮捕された。男子生徒は、同級生の Twitter アカウントに 63 回不正アクセスし、フォロワーだった女子生徒 17 名に DM（ダイレクトメッセージ）を 309 回送信した。

名誉毀損罪(刑法 230 条)が成立する可能性があります。名誉毀損罪は、「**3 年以下の懲役若しくは禁錮、又は 50 万円以下の罰金**」が規定しており、重い犯罪です。これ以外にも「あいつは馬鹿だ」など中傷的事実をあなたになりすましてツイートした場合、**侮辱罪**(同法 231 条)が成立する可能性があります。精神的な苦痛を与えた場合は、民事上の慰謝料損害賠償請求も行われます。単なるいたずら目的では済まされないこともあるので、安易になりすましを行わないようにしましょう。また、被害に遭ったときは、場合によっては警察に相談した方が良いでしょう。



ネット上の迷惑ツイートで名誉が著しく毀損された ⇒ **名誉毀損罪**

自分が経営するお店・営業上の不利益がでた ⇒ **業務妨害罪**

なりすましアカウントを使った迷惑なツイートにより本人の信用が落ちた ⇒ **信用毀損罪**

最後に、スマホや SNS はとても便利なものです。しかし、使い方をもう一度考えなければいけません。人は会って初めて相手を知ります。表情や声のトーンを感じとって、気持ちが伝わります。目の前にいない人とケンカをして何にもなりません。画面上で会話をしても、相手に気持ちは伝わらづらいです。皆さんの日常にスマホは存在し、この先もリスクがあるということを知っておいてください。冒頭でも言ったように、上手にスマホや SNS を利用できない人は持つべきではないと思います。最後に、スマホはあくまでも便利な道具です。

スマホに支配されないように。

